
平成22年 第5回(定例)南部町議会会議録(第4日)

平成22年6月25日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成22年6月25日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第41号 南部町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第42号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第43号 南部町営住宅条例の一部改正について
- 日程第6 議案第44号 南部町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について
- 日程第7 議案第45号 平成22年度南部町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第46号 平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第47号 平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第48号 平成22年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第49号 平成22年度南部町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第12 陳情第11号 後期高齢者医療制度の即時廃止に関する陳情
- 日程第13 陳情第13号 2010年度年金の減額改定をおこなわないことを求める陳情
- 日程第14 陳情第2号 年金受給資格期間の25年から10年への短縮を求める陳情
(追加議案)
- 日程第15 議案第50号 田住配水池築造工事(土木建築工事)に関する変更契約の締結について
- 日程第16 議案第51号 南部町役場天萬庁舎改修工事に関する変更契約の締結について
- 日程第17 議案第52号 西伯小学校屋内運動場大規模改修工事に関する契約の締結について
- 日程第18 発議案第11号 年金受給資格期間(25年)の短縮を求める意見書
- 日程第19 議員派遣
- 日程第20 議長発議第12号 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第21 議長発議第13号 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第22 議長発議第14号 閉会中の継続審査の申し出について

日程第23 議長発議第15号 閉会中の継続審査の申し出について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程の宣告

日程第3 議案第41号 南部町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

日程第4 議案第42号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第5 議案第43号 南部町営住宅条例の一部改正について

日程第6 議案第44号 南部町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について

日程第7 議案第45号 平成22年度南部町一般会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第46号 平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第47号 平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第48号 平成22年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第49号 平成22年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第12 陳情第11号 後期高齢者医療制度の即時廃止に関する陳情

日程第13 陳情第13号 2010年度年金の減額改定をおこなわないことを求める陳情

日程第14 陳情第2号 年金受給資格期間の25年から10年への短縮を求める陳情

(追加議案)

日程第15 議案第50号 田住配水池築造工事（土木建築工事）に関する変更契約の締結について

日程第16 議案第51号 南部町役場天萬庁舎改修工事に関する変更契約の締結について

日程第17 議案第52号 西伯小学校屋内運動場大規模改修工事に関する契約の締結について

日程第18 発議案第11号 年金受給資格期間（25年）の短縮を求める意見書

日程第19 議員派遣

日程第20 議長発議第12号 閉会中の継続審査の申し出について

日程第21 議長発議第13号 閉会中の継続審査の申し出について

日程第22 議長発議第14号 閉会中の継続審査の申し出について

日程第23 議長発議第15号 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（14名）

1番 板井 隆君	2番 仲田 司朗君
3番 雑賀 敏之君	4番 植田 均君
5番 景山 浩君	6番 杉谷 早苗君
7番 赤井 廣昇君	8番 青砥 日出夫君
9番 細田 元教君	10番 井田 章雄君
11番 足立 喜義君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀尾 共三君	14番 石上 良夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	谷口 秀人君	書記	本田 秀和君
		書記	野口 和美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂本 昭文君	副町長	藤友 裕美君
教育長	永江 多輝夫君	病院事業管理者	田中 耕司君
総務課長	森岡 重信君	財政室長	唯 清視君
企画政策課長	長尾 健治君	地域振興統括専門員	仲田 憲史君
税務課長	分倉 善文君	町民生活課長	加藤 晃君
教育次長	稲田 豊君	病院事務部長	陶山 清孝君
健康福祉課長	前田 和子君	保健対策専門員	櫃田 明美君
建設課長	三鴨 義文君	上下水道課長	頼田 泰史君
産業課長	景山 毅君	農業委員会事務局長	真壁 紹範君
監査委員	須山 啓己君		

午前9時00分開議

○議長（石上 良夫君） おはようございます。ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法

第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石上 良夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。

3番、雑賀敏之君、4番、植田均君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（石上 良夫君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 議案第41号

○議長（石上 良夫君） 日程第3、議案第41号、南部町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本件について総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。議案第41号、南部町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について報告いたします。

本議案の内容は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、関連条例を改正するものであり、主なものは1点目、職員の配偶者が育児休業している場合であっても育児休業、育児短時間勤務の承認を請求することができる。2点目、子の出生の日から一定期間内、これは57日間ですが、に育児休業を取得した職員については再度、育児休業を取得することができる。3点目、育児または介護を行う3歳に満たない子のある職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限をするもの。4点目、始業及び就業の時刻を職員が育児、また介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割り振りをするものであります。

表決の結果、当委員会においては、全員一致で可決すべきものと決しました。以上であります。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論もありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第41号、南部町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第42号

○議長（石上 良夫君） 日程第4、議案第42号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。議案第42号、南部町国民健康保険税条例の一部改正について報告をいたします。

本議案の内容は、安定した国保運営のため、税率の引き上げというものでございます。これは国民健康保険加入世帯の所得が前年より3,000万減少しており、税の減収が予想されます。昨年並みの税収確保のために基金を取り崩して繰り入れをし、税率も引き上げが求められているものでございます。

当委員会におきましては、表決の結果、賛成多数にて原案を可決すべきものと決しました。

この分につきましては反対意見のものは、一般質問でも1万円の引き下げを行っているという議員がおられます。昨年並みの保険税として不足分は基金の取り崩しで対応していくべきというものでございます。

賛成意見の主なものとしたしましては、国保世帯の所得は昨年より7,000万下がっていることから大変だと思いますけれども、支払えない方のために全体を引き下げるのは、この制度が成り立っていないというものでございました。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。
4番、植田均君。

○議員（４番 植田 均君） 何点か質問いたします。

まず、委員長報告で昨年よりも国保世帯の所得の全体が３，０００万というような報告されたと思いますけども、私、初日で質疑しましたときに７，０００万の所得が減っているという答弁聞いておまして、その点のまず確認をすることと、そういう中で私がお聞きしたいのは、国保の当初予算で国保会計大変厳しいというのは全国的にも我が町でも同じことなんですけども……。

○議長（石上 良夫君） 植田議員、マイク。

○議員（４番 植田 均君） そういう中で、当初予算の質疑の中で、南部町には健康管理センターすこやかを健康福祉課が中心になって健康増進の政策の拠点として今やっておられるんですけども、その管理、運営についての国保会計からの拠出という問題を言いまして、国保会計、国保世帯の負担が大変厳しい現状があるから、その部分についてさらに一般会計をこの部分に繰り入れて国保加入世帯の引き下げを行うべきではないかということを行ったときに検討課題だということをおっしゃられました。そのことで今回の税率の審査、審議の中でそういう議論をしたという報告を聞いておられますでしょうか。その点が２つ目です。

それから、初日の税率決定の国保運営協議会ですか、その中で１案、２案という案で現状の額をそのまま税率を構わないでやった場合の基金の繰入額と、でしたっけ。それから、現状の税率を変えないでやれば１人当たり６万１，２２１円の負担であって、それから、去年並みに税率を変えないでやる場合は、３，４３０万の基金の取り崩しで５万９，８２８円の徴収額という計算をしておられましたね、これが２案ということなんですけども、この差額は３３０万ですね。こういう所得が減った状態、町民の皆さんの所得が減った状態の中で基金の差額が３４０万、こういうことをなぜ所得が減って生活が厳しいそういう中で税率を上げて、所得に対する引き上げを行うということは、本当に私、慎重にしなければならないことだと思うんですけども、それをあえて税率改定された、強い一番大きな考え方ということなんですけど、報告の中では国保会計を維持するということが聞こえてきたんですけども、そういうことなんですかということをお聞きいたします。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。３つの質問のうちの初めの昨年度より国保世帯の収入が３，０００万と言ったのは私の言い間違いでございます。手元の資料には、０００万と書いていたんですが、私の言い間違いでございました。７，０００万減少しているということでございます。

２番目の質問でございましたすこやかについて、一般会計の方から管理維持費を入れていった

らどうかということでした。このことは、課長の方からの今後の課題だということの説明が初日にあったと思います。このことについては、委員会の中では特に議論はしておりません。

3番目につきまして、基金繰り入れでなしにそのままいけば7万1,371円というような数字になりますので、これは基金を入れて手当てをしていかなきゃいけない。そういう中で国保運営審議会ですか、そちらの方に1、2、3、4、5、6、あと幾ら出たのかその資料は委員会の中では示されませんでしたけども、1案と2案の中で3,100万取り崩した場合と、3,430万繰り入れた場合というのの両方がありまして、植田議員の方からは厳しい中なぜ差額が340万なのに、なぜそのような負担を軽減する方向に行かなかったのかというような趣旨だったと思うんですけども、これは反映した率に対しましては、診療費の給付の部分について勘案しておりません。これは、医療費が値上げになってることから、もっと多くなっていくんじゃないだろうかというような含みもございます。そういう中で、全部の条件を勘案してなるべく安くというふうにはちょっとばかり厳しいのではないかとということで、1案、2案の中の、1案で委員会の中は意見が了解できたというような格好でございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 昨年度の決算は今度の9月議会に出てくるわけですけども、3月議会でも国保の徴収率についてどんどん低下する傾向にあるということが報告されておりますが、委員会の中で国保の徴収の問題と、それから負担感の重さということで、町民の生活の実態から見て今の国保の税の水準が町民の生活にとってどんなに影響を与えているかという、それぞれの議員さん方の周りの方々の状態を出し合って議論を深めるというようなことはされておられませんでしょうか。その点、よろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。内容的に深めるというのではなくて、なくてというよりもそのことには余り深く触れておりません。ただ、一般質問の中で国保について質問された議員がおられまして、その中でそれぞれが深く考えたと理解しております。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑を終結して、これから委員長報告に対して討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 亀尾です。私は、議案42号、南部町国民健康保険税条例に反対の立場で討論いたします。

理由は、私は、一般質問でも主張いたしました。今、住民の暮らしは不況の中、多くの家庭は厳しい家計のやりくりをされているのが現実であります。まして、国保加入者世帯は町内の中でも低所得者の比率が非常に高い、このように言われております。行政から所得は前年と比べて7,000万円が減った、このように言われました。先ほどの植田議員の質疑の中でも、そのように委員長からの報告があったところでもあります。所得が減ったら当然に負担も減らず、このことが普通の考え方ではないでしょうか。介護保険の会計も今年度は負担の抑制を図る上から基金を全額取り崩して予算を組みました。また、後期高齢者医療制度の会計も剰余金の活用、あるいは財政安定化基金の取り崩し、このようなことから自治体の法定外財源の繰り入れなどで対応する方針となっております。なのに、どうして国保税の軽減には消極的なのか私には理解できません。町内の苦しい現状は、税金と国民健康保険料を引くと残りが月額10万7,550円、このように一般質問でも私は町内の世帯の中でモデルとして出しました。しかも、この家庭には3人の子供さんがいます。みんな今在学中で、子供の収入はありません。そういう中で、ほかに食費、あるいは光熱費、あるいは水道料、そのようなものもかかってきます。一体、このような窮状の中でどこを行政が支援をするかということになりますと、いわゆる公共料金と税、これを引き下げることをやるべきではないでしょうか。

その中でも、特に国保税については短期保険証だとか、そのようなことが起こるたびに本当に歯を食いしばって皆さん多くの方が納税をされております。そういう中で、今、国保税の引き下げ、これは国保税率を引き下げ、これは必須の条件であります。私は、このことを強く求めてこの議案に対して反対する意見といたします。以上です。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 5番、景山です。賛成の立場で発言をいたします。

確かに収入が全世帯で7,000万、国保の関係なので減ってるということはゆゆしき問題だろうというふうに思いますし、我が家も含めて現状そう余裕がない、さらに厳しくなっているというのも事実だというふうには思います。この点はどなたも意見は変わらないだろうというふうに思います。ただし、現状7万1,000円余りかかっているところを6万1,000円の税負担でこれを運営しているという状況で、この1万円の差額をさらに広げていく。医療費の方の負担はどんどん上がっている状況で、私たち一人一人の負担の額を据え置いたり、さ

らに下げたりということになると非常に大きな、実際に給付を受けている医療と負担をしてる者というものの乖離が大きくなってきてしまうと。

今回のというふうに、景気の後退がいえないというところがとても大きな問題ではあろうというふうに思います。今後、何かの拍子で景気がまたぐっと上向いて、昔のようによくなるということはなかなか考えられない。高齢化がどんどん進んでいって福祉に係る、医療に係る支出というものはどんどんどんどんふえていくというこの現実から目を遠ざけて、できるだけ安くなるということは当然考えてはいかないといけないと思いますが、医療の安心・安全を守っていくためにはそれ相応の負担もしていかなければならないというふうに、委員会の中では大方の意見が出たわけです。実際に半数程度の方が軽減措置を受けていらっしゃって、そういった制度も整っているわけです。これ以上、国保の会計というものの悪化、基金も1億2,000万ほどになるということでございます。このまま3,000万を減額を続けていけば4年で基金も底をついてしまうと。ましてや医療費の単価が上がったということで、さらにこの基金の寿命が短くなる可能性もあるということから、今回の税率の改正はいたし方ないと。もちろん、今後は根本的にこういった制度をどういうふうにして今後維持していくのかということとは考えないといけないと思いますが、当面、今回の措置はいたし方ないというふうに判断をしております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私は、この国保加入世帯の現実をどっただけ見て、現状に即してきちんと見て、それを行政に携わる我々がどういうふうに変えなければならぬと考えるかどうかの問題だと思うんですよ。国の問題も含めて今の現状をどう見るか、そこにきちんとした解決策を考えながら、その方向でどう向かうかということになると思うんですけども、私は、国保税の問題はほかの政府管掌健康保険とかいろんな保険と比べて、所得に対する保険料の割合というのが何倍と高いというのは皆さん御存じだと思うんですよ。それで、同じ保険料を払いながら同じ医療を受ける国民皆保険という、全体としてはそういう制度になってるわけですけども、国保世帯の負担率というのは極端に高い。ですから、全国の町村会の会長さんも政府に強く国の財政を投入することを求めています。そういうことをまず第一に求めなければいけませんけれども、今の町の現状、先ほどから議論になってます7,000万の所得の減少、これを生活の中できちんと見る必要があると思うんです。先ほど亀尾議員がおっしゃいましたけれども、本当に生活保護基準以下で、本来ならば制度が利用できるんじゃないかと私は思うような人たちが、本当に努力して自分の生活を切り詰めて、切り詰めてやっと払っておられる方は払っておられる。負担に耐え

られなくなった方は、新たに滞納になるというのが今の徴収率の下がってきている原因でしょう。住民の皆さんが怠けて滞納しているわけでは決してないと思います。そういう中で、私たちはきちんとして今の生活を安心・安全ということをよく言われますけれども、そういうことを実感として今の状態は感じられない状況だと思います。そこに私たちは、去年よりも高い税率を掛けていくなどということは断じて許されないとします。

私は、今回の先ほども言いました330万、基金の繰り入れをふやせば税率の引き上げはなくてもやれますし、それからさらに一般会計からの繰り入れをすれば今よりも引き下げることも可能です。そういうことを真剣に努力するというのが今強く求められていると思います。そういうことを主張いたしまして、この議案に対しては反対いたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 議案42号については、賛成の立場で討論させていただきます。

確かに国保加入世帯の所得が今年度7,000万も減ったという事実があります。大変ですが、この国民保険というのは医療保険制度では最後のとりでの保険でございます、これは。それで、共産党さんが言われるように下げるばかりだったら、この国民保険というのは社会保険ですので、みんなが保険料を負担してみんなで医療を受けよう、少ない負担で高額な医療を受けようというこういう制度でございます、確かに1案、2案ありまして、320万の差がありました。この320万、高いか安いかわかりませんが、今回の改正ではこの320万の差という中身もありますけども、診療報酬がことし4月改正になりまして医療費が何だかんだ合わすと3%近くアップになっております。この医療費のアップということを勘案しておりません。それを勘案すれば、今の1案の税率でも平成22年度の国保会計は厳しくなるんじゃないかと思っています。なぜならば今回の改正、21年度の決算を委員会で聞きました。収納率が92.6%です。予算は収納率を93%で立てております。ほとんど100%に近い国保の国保税を収納してにもかかわらず、医療費は毎年3%ずつアップしております。加入者さんから税を100%近く回収しても、この医療費の伸びには追いつかない。ことし、21年度決算では3,000万の赤が出たと、それで基金から3,000万繰り入れて、ことし、21年度決算はやっとできた。そういうことでございます。

これで、まだ2案のように安くすればいいですけども、国保会計がもし破綻したならば、あなた方が言うておられるように全部立てかえ払いみたいになっちゃって医療保険が、保険制度が崩壊してしまいます。国民保険は最後のとりでの保険です。組合に勤めておられる方は組合管掌保

険がありますし、ここにおられる職員の方は共済保険もあります。一般に会社に勤める方は政府管掌保険がございます。それらを退職したり、やめられた方が最後のとりでで入られるのが国民保険です。この基金も本年度繰り入れて22年度この予算で3,000万繰り入れたら、基金があと1億2,000万しかございません。もう一つ危機的なのは、ことしの診療報酬改定で手術料が2%近くだと思えます、アップになりました。こういうことになれば、この22年度会計も厳しいなという予測はしております。使わん、使わんと言っておっても、やっぱり医療費は毎年3%ずつアップになっております。この国民保険があるから、みんなが安心して医療にかかられます。

我が南部町ではよその町と市と違って資格証明書は出しておりません。すべての方には短期保険証か普通の一般保険証を出しております。だれにでも南部町民は病気になったら医療が受けられます。そういうことで、この基金がだんだん目減りしております。この基金は先人が一生懸命国保の会計を守るためにためられた基金です。これを本年度、来年度等で食いつぶしたならば、今まで安かってよかったになってというのが、国保会計を守るためにぼんと上げなきゃいけないような事態になります。それだけは避けたいと思えますし、少しずつでもいいから負担し、基金も崩して、この国保の安定を目指すのには今度の税率改正でありまして、南部町民の医療をみんなが平等に医療が受けられるためにもお互いに少し負担し、また基金も崩しながら両方痛み分けみたいな格好ですけども、そしてこの国保会計を守ってみんなが安心して医療が受けられる制度を守るためにも、この税率改正になったこととさせていただきますし、ですので、この議案42号に関しては賛成いたします。以上であります。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第42号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第43号

○議長（石上 良夫君） 日程第5、議案第43号、南部町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長でございます。議案第43号、南部町営住宅条例の一部改正について報告いたします。

これは、町営住宅の建てかえ完了に伴う措置による条例の一部改正でございます。

討論、採決の表決の結果、当委員会におきましては、全員一致で原案を可決すべきものと決しましたので、以上、報告いたします。

○議長（石上 良夫君） 委員長報告が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑を終結して、これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論もありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第43号、南部町営住宅条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第44号

○議長（石上 良夫君） 日程第6、議案第44号、南部町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本件について総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 議案第44号、南部町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について報告いたします。

本議案の内容は、雇用保険法の改正に伴う退職手当支給基準の改正及び人事院勧告による持ち家に関する住宅手当を廃止するものであります。

反対意見としては、町職員の条例のときも反対したが、人事院勧告でなくす方向が示され、国

家公務員でも住宅手当が廃止され、その住宅手当をなくす勧告の根拠が住宅を建てるための借入れが少ないことで手当の必要性がないという人事院の理由であるが、待遇が悪くなることであり、士気の低下につながる。

賛成意見としては、人事院勧告によるものであり、3月議会においても職員の条例改正があり、これについて賛成している。

表決の結果、当委員会においては、賛成3、反対1の賛成多数で原案を可決すべきと決しました。以上であります。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 委員長に1点だけお聞きいたします。

この改正によりまして、この南部町の中で影響を受ける職員がいるのかということが1点と、もしあるとすればどれだけの金額になるかということが聞いておられたらお答え願いたい。以上です。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。その点につきましては、聞き取りはいたしておりません。以上であります。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論ありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 議案第44号に反対します。

委員長報告でも委員長が報告されましたけども、この議案は人事院勧告で国家公務員の住宅手当ですか、の廃止がされました。勧告されてそれが法律となっておりますけども、その人事院の廃止を求める意見を読みますと、住宅新築とか購入にかかわる融資制度の利用が減ってきているということを理由にしているんですが、私、住宅関係に仕事をしておりまして、このごろほとんど住宅着工件数は減っております。そういう傾向の中で融資を受ける人が減ったということが、その制度の必要性がなくなったという根拠にはならないだろうということですね。それがまず1

点。

そして、2つ目には、この住宅手当というのがやっぱり職員の福利厚生で、労働者の生活を福利厚生という立場から支えていくということを通じて職員の士気を高めて職場環境の向上につながっていくんだらうと思います。現在、今回の条例が病院の職員に適用になるわけですけども、西伯病院の職員は経営の効率化というような観点から給与そのものもいろいろと大変……。

○議長（石上 良夫君） 簡明に質疑を行ってください。

○議員（4番 植田 均君） 厳しい状況になっていると思っております、どんどんどんどんこうやっていろんな形で職員の待遇が後退していくということは決していい方向ではないと思います。私は、職員をきちんと処遇して頑張って職務に精励していただくことが正しい方向だというふうに考えておまして、この条例には反対いたします。

○議長（石上 良夫君） 質疑……（「討論、討論ですよ」と呼ぶ者あり）

次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井隆です。私は、この議案第44号の給与一部改正について賛成の立場で討論いたします。

これは人事院勧告があったわけなんですけれど、その前に雇用保険の改正ということがあって、それから人事院の方から勧告が出たということがまず第1点上げられるというふうに思います。確かに給料にかかわる手当が下がるということは大変だとは思いますが、今この世の中の現状を見ますと、やはりその現状にそぐった形で職員の方も対応していかなくちゃいけない。また、それについて頑張っていかななくちゃいけないというふうに思います。先ほど植田議員も言われましたように、この条例については企業職員は、この西伯病院というものが該当するわけなんですけれど、西伯病院の職員の方にも我慢をしていただき、3月には一般職員の方、同じこの条例の改正について通しております。やはり病院についても同じようにこれは通すべきだというふうに思い、賛成の立場で討論いたします。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論ございませんか。

反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、この議案第44号に反対する立場で討論いたします。

先ほど委員長に聞いたんですけども、影響があるのか、あったとすれば幾らの金額的なことがあるかと言ったんですけども、聞き取りをしてないということだったんですね。私は、そうそう

その該当がないというぐあいには私も理解するものですが、しかし、議会での私たちは住民の暮らしに行政からの提案がどう影響するかということをやはりチェックする立場からすれば、そういうのは現実をどうなのかということ調べて、そしてやるということなんです。

先ほど植田議員も反対討論の中で申したんですけれども、今、疲弊した経済の中でこの条例が変わったからといって、そう家がにわかには建つということは起こるということもなかなか予測できませんけれども、しかし、この南部町の中で、病院の中で働く職員の人が少しでも家、自分の持ち家をやりたいということに対しては、支援をしていくということをやはり積極的にやるべき、このことを考えるものであります。そのことを主張して、私はこの議案に対して反対するものであります。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥 日出夫君） 賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

先ほどから調べてとか言っておられますけれども、一応人事院の方でそういうことは重々調べて3月に職員の方の改定をしたと。それがまだ企業職の方も残ってたということで、今回それを、その条例の改正をするということでございます。実際に、じゃあそれによってどういうふうな影響があるかということは南部町で調べずに、人事院が多分調べて現状にそぐった形で改正ということになってるといふふうに思いますが、いかがでしょうか。多分、そういう形でまず南部町だけに当てはめてやってる話でもございませぬし、公務員法に従って全町、市にもそういう形で改正ということになってるといふふうに思います。したがいまして、今度は逆に職員と企業職のところに差が出てくるということにもなりかねませぬし、当然賛成すべき条例だといふふうに思います。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第44号、南部町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第45号

○議長（石上 良夫君） 日程第7、議案第45号、平成22年度南部町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については総務常任委員会を主体とする連合審査でありますので、総務常任委員長から報告を求めます。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。議案第45号、平成22年度南部町一般会計補正予算（第1号）、連合審査であります。報告いたします。

本議案の内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,998万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億3,498万円とするものであります。

総務所管の主な補正は、木質ペレットボイラー工事、木質ペレットボイラー設置設計監理委託料、法勝寺庁舎高齢者用手すりつけかえ工事、中山間・広域的地域運営組織活動支援補助、そして教育委員会関係の9事業であります。

表決の結果、当委員会においては、全員一致で可決すべきと決しました。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 続いて、民生常任委員長より報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。議案第45号、平成22年度南部町一般会計補正予算（第1号）、民生所管について報告をいたします。

本議案の内容は、福祉センターしあわせの浴槽とか、メインプールのろ過タンクのつなぎ目より水漏れが起こったものの修繕費として83万円。4園の園庭の芝生化として504万円、これはすべて補助金で今年度だけの事業です。つくし保育園の下水接続工事の増工部分として125万6,000円。さくら保育園の水道メーターの取り付け15万4,000円。そして、市町村地域子育て創生事業を活用してのあいみ児童クラブ、ひまわり学級、それぞれ物置テント、ファクス、DVDプレイヤー、コピー機などを合計39万3,000円。このような内容のものでございます。

当委員会においては全員一致で原案を可決すべきものと決しました。ただ、保育園の園庭の芝生化につきましては保育園という性質上、両親共働きの方が多い、なかなか協力したくてもできにくいというようなことを勘案して十分その辺を配慮しての協力体制の要請をお願いしたいということでもございました。ただ、これにつきましては、その地域での保育園をどう支えていくか、またそのような保護者の協力の姿を子供たちに見せていくというよいメリットもありますので、

みんなで協力してやっていきたいなというような意見が出されております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 続いて、経済常任委員長から報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長です。議案第45号、平成22年度南部町一般会計補正予算、連合審査でございますが、経済所管分について御報告いたします。

本議案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,998万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億3,498万円とするものでございます。

当該所管委員会におきましては、農林水産業費870万5,000円、そして土木費が454万7,000円、トータル1,325万2,000円の増額補正するものでございます。

これにつきまして内容的には、担い手育成総合支援協議会に対する予算、それから浴槽のろ過機等の修理に関するもの、これは緑水園でございます。それから、鳥獣被害防止対策事業等々でございます。

以上でございます。当委員会で討論、表決の結果、全員一致で原案を可決すべきものと決しましたので、以上、報告いたします。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 1点、お願いします。民生常任委員長に質問いたします。

この補正予算書の11ページの保育園の園庭芝生化事業についてです。先ほど委員長報告で、委員会で出された意見を報告いただいたんですけども、芝生を植えた後の管理にその保育園の保護者の方々が協力するという要請を町からされているわけですね。その後、いろいろ経過があって地域の住民の皆さんにも協力をお願いしたいというようなことを答弁でも言われました。私がお聞きしたいのは、委員会の中で十分に、その保護者というのは保育に欠ける保護者ですから、なかなか協力したくてもできないという客観的な状況もあるという中で、それにも配慮すると言いながら2つ意見が出されてますね。その保護者の協力している姿を園児に見せることが教育的効果があると。それで、私がお聞きしたいのは、結論として町当局はどういうふうに今後、全体としてのその園庭の芝生の管理について、どうしようとしているのかということが委員会で聞き取っておられる、町の考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。町の考え方としては、保護者の方にも

願います、それについては十分に配慮をするということでございます。

委員会の中で先ほど私が言いましたのは、表決のときの中の委員の意見として、殊に、協力しなくてもなかなかできないその引け目があったり、そのようなことは余り保護者に思わせないような、そのような意見というものも添えてほしいというのもありました。そういう中で、それももちろん重要なことだし、それからできる立場の余裕のある方であれば、積極的にでもそういうふうにしてみせるということも全体で子育てをするっていうそういう姿、そういうことを醸成していくのも大事じゃないかというような、一本でまとめて、これを附帯意見でどうだというような格好ではなくて、その中のことを御紹介したようなことでございます。あくまでも町当局としては、配慮を十分していくというようなことでございました。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） ちょっと私、町民の協力ということで配慮とかって言われるんだけど、基本的に町としては、最初は保護者の方の協力でというような提案がされたいですね。それをその後、芝生化の維持管理について全体としてどういう方向性を出されたのかということがいま一つ見えてこないんですけども、委員会の中でそのことについてはどのように聞いておられますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 私、個人的にはどうこうということは聞いて私自身は安心をしておりますが、委員会の中できちっとそのところまでは詰めておりません。町の方としては、それぞれの園でのやり方がまちまちであるというふうに聞き取っております。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 総務常任委員長にお聞きしますので、よろしく願います。

議案書でいいますと10ページなんですけども、財産管理費で上がっております中で、木質ペレットボイラーの設置のことなんですけども、町民の方から法勝寺庁舎に設置するんだけど、ほかには設置する考えはなかったのかということが、聞かれるのが1点あったんです。

それと、もう一つは、説明図で、平面図で出ておったんですけども、このペレットの機械を置くスペースは一定のスペースがあるんですけども、このために購入する用地、いわゆる公有財産の購入は107平米、それから借地として受けるのが991平米だったということが、説明であったと思うんですよ。私は、借地することは、設置については、これはNEDOからの財源でやるんだけど、今後の燃料費はもちろんですけども、この借地料もやはり独自の町の財源で賄

わなげにゃいけないというぐあいと思うんですよ。そうすると、図面で見るとかなり空きスペースがあるんですので、あとは駐車場とかそういうことに利用できるかもしれませんが、いわゆる進入路の関係で、これだけの土地の購入と借地が地主さんの希望でそういうぐあいになったということなんですけども、進入路のことをもうちょっとほかのところから工夫するとか、そういうことができなかつたんだらうかというような、そういう聞き取りがあったのかどうなのかということをお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。まず、1点目のこのたび上程しておるこのペレットのガスボイラーの設置でございますが、これは法勝寺庁舎ということでございますが、今後どうするのかということでございますが、現在の時点では法勝寺庁舎をやるということしか聞き取りいたしておりません。

それから、2番目の進入道路の件でございますが、これについては委員会の中で説明受けた段階では現在の説明された、図面を出されたところで進入道路とすると。あと、空き地のスペースが大分ありますのでこれはどうするのかということでございますが、これについては進入するペレットを運ぶ車と、それから一部駐車場をとるとというような説明を受けているところでございます。以上であります。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前9時57分休憩

午前9時57分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。今後、ほかにもやるのかということでございますが、先ほど言いましたように今回上程しています議案としては法勝寺庁舎にペレットボイラーを設置すると。あと、天萬庁舎がございまして、皆さん御存じのとおり、これは今天萬改修を行っておりますが、これについては太陽光発電ということで決まっておりますので、現在のところでは今法勝寺庁舎だけということでございます。以上であります。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） もう一回お聞きするんですけども、設置については天萬庁舎の現状と、それからここにするとということはおわかりましたが、しかし、今後いわゆる資源、日本の資

源、いわゆる化石燃料をできるだけ抑えてやるということからすれば、木質ペレットということの利用というのはふえると思うんですけども、今回は法勝寺庁舎ということなんですが、そこでもう1点、土地のことをもう一度聞くんですけども、かなりのスペースなんです。これを駐車場だけにしていくということしか今のところは町の考えはなかったのかどうなのか。何か別な利用方法があるのかどうなのか、その点をもう一回お聞きしますので、よろしくお願ひします。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。先ほど申しましたように、それ以上の聞き取りはいたしておりません。以上であります。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 10ページをお開きいただきたいと思います。この中の法勝寺庁舎の高齢者用手すりつけかえ工事で94万5,000円上がっております。緑色の説明書を見せていただくと、対応策として非常にいいことが書いてあるわけでありまして。現在、天萬庁舎の改修も行われておりますが、この対応策に見られるように、高齢者にとって非常にいいものであればそんなに高価なものではなく対応できると思ひますが、天萬庁舎にもこういうものを考へておられるのか。（発言する者あり）それと同時に、各地区に地区公民館等ありますが、それらについてもこのような対応を今後考へていかれるのか、それについてはどういふふう論議されましたでしょうか、されていたら御答弁お願ひいたします。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。昨日でございますが、全員協議会の際に総務課長から説明があったと思ひますが、天萬庁舎の今改修をやっておるわけでございますが、これについても一応手すりの改良をやっていきたいという説明を受けたところでございます。

それから、あとは……（「公民館」と呼ぶ者あり）公民館についてはどうか、集会所もあると思ひますけども、その件については聞き取りをいたしておりません。以上であります。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はございませんか。

11番、足立喜義君。

○議員（11番 足立 喜義君） 11番、足立です。ペレットのちょっと1点聞き漏らしております、お願ひしたいと思ひますが。タンクにどれぐらいな頻度で搬送してこられるのか。このタンク、ひょっとしたらもう一方のカタログに容量書いてあったかもしれませんけど、搬送の、例えば1カ月に1回とか2カ月に1回とかというような恐らく予測を立てておられると思ひますけど、

その点聞いておられましたらお願いします。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。その点については聞き取りいたしておりません。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はございませんか。

5 番、景山浩君。

○議員（5 番 景山 浩君） 引き続きまして、総務常任委員長にお尋ねします。このペレットボイラー、フル運転、全館すべてにスチームが回ったり、冷気が回ったりということではなくて、それぞれの系統別にした方がいいんじゃないだろうか、そういうことが可能かどうかというようなことを議案の提案があったときにお尋ねをしました。委員会ではそういった話は出ませんでしたでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 総務常任委員長、井田章雄君。

○総務常任委員長（井田 章雄君） 総務常任委員長。説明を受けたのは現在の既設の空調配管を接続するということをごさいますて、部屋を区切った空調調整は考えてないということの説明がございました。ただ、実施設計に当たって検討はしてみるということをごさいます。以上であります。

○議長（石上 良夫君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（石上 良夫君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論もありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第 4 5 号、平成 2 2 年度南部町一般会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（石上 良夫君） 日程第 8、議案第 4 6 号、平成 2 2 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本件について民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。議案第 4 6 号、平成 2 2 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について報告いたします。

本議案の内容は、非自発的離職者、これは倒産とか解雇、雇いどめなどにあわれた方にかかわる国民健康保険税の軽減措置のためのシステム改修として、1 6 4 万 6, 0 0 0 円の補正をするものです。

当委員会においては、全員一致にて原案を可決することに決しました。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がありませんので、質疑を終結して、これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論もありませんので、討論も終結いたします。

これより、議案第 4 6 号、平成 2 2 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 4 7 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 9、議案第 4 7 号、平成 2 2 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本件について経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長でございます。議案第 4 7 号、平成 2 2 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について報告いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ315万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,526万3,000円とするものでございますが、これは会見地区の浄化センターの処理施設の、曝気装置の駆動部の減速機のオイルが漏れており、放置しておきますと減速機がやけつき多大な費用がかかることとなりますので、早急な修繕の必要があり、修繕修理をして取りかえたものでございます。

これにつきまして、当委員会につきまして討論、表決の結果、全員一致で原案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。以上です。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がありませんので、これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論もありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第47号、平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第48号

○議長（石上 良夫君） 日程第10、議案第48号、平成22年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長です。議案第48号、平成22年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。

これは歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,036万4,000円とするものでございます。

これは、グリーンピア西伯の下水処理場内の汚水ポンプが経年劣化により機能が低下したこと

で、通常1台で交互運転をしてる予備のポンプを含む全3台で運転している状況であります、このことから1台でも故障してしまうと汚水がマンホールからオーバーフローすることから、1台を早急に更新の要求に迫られ更新するものでございます。先ほど申し上げましたように、補正額は126万円でございます。

これにつきまして、当委員会では討論、表決の結果、全員一致で原案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 委員長、1点だけちょっとお聞きしますので、よろしくお願います。

ポンプが経年劣化でということなんですけども、ここには施設修繕料と上がってますけども、修繕されるのかそれとも買いかえなのか、どちらでしょうか。恐らく修繕と上がってるから修理だと思っんですが、そこらはどうだったでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） これは修繕するように私どもで聞いております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑を終結し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論を終結いたします。

これより、議案第48号、平成22年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（石上 良夫君） 日程第11、議案第49号、平成22年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、赤井廣昇君。

○経済常任委員長（赤井 廣昇君） 経済常任委員長でございます。議案第49号、平成22年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）について報告いたします。

本議案は、県道改良に伴う配水管布設のものでございます。これは、長さは620メートル、布設する配管は150ミリの布設する配管でございます。これについて1,070万円の補正をするものでございます。

これは当委員会で討論、表決の結果、全員一致で原案を可決すべきものと決しましたので、以上、報告いたします。

○議長（石上 良夫君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論を終結いたします。

これより、議案第49号、平成22年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。（「休憩」と呼ぶ者あり）

ここで休憩をいたします。再開は10時半とします。

午前10時12分休憩

午前10時30分再開

○議長（石上 良夫君） 再開いたします。

日程第 1 2 陳情第 1 1 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 1 2、陳情第 1 1 号、後期高齢者医療制度の即時廃止に関する陳情を議題といたします。

本件について民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。陳情第 1 1 号、後期高齢者医療制度の即時廃止に関する陳情について報告をいたします。

本陳情は、継続審査としておりました。内容的には、もとの老人保健制度に戻してほしいというものでございました。

今期委員会におきまして表決の結果、賛成 1、反対 3 で、不採択といたしました。以上です。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） この陳情は、後期高齢者医療制度の即時廃止ということが陳情のテーマですけども、新しい民主党政権ができたときにそれまでの政権公約の中で、廃止が政権公約の中に入っていたと思いますし、それから政権が変わる前の国会でもその当時の野党であった民主党や共産党も含めて、後期高齢者医療制度は 7 5 歳以上のお年寄りを別枠の保険で囲ってそこで独立採算というような、支援金はあるにしてもそういう囲ってそこでの保険を別にやるということで、差別的な制度だということで国会でも決着のついた話だと思うんですよ。それで、民主党も新しい保険制度をつくるということで廃止については合意してると思うんですけども……（発言する者あり）思うんですけども、今回この陳情を不採択にされた理由について、賛成、反対、それぞれあるでしょうけれども、委員会の中での審議の中身を教えてくださいたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。この陳情につきましては継続審査となって、前回の場合におきましても内容的に時期的にもちょっと趣旨が違うのではないかと。ただ、陳情を出された方の思いというものを勘案して、少し余裕を持って見ておこうというような格好でございましたが、何らその後、出された方からの対応も何もございませんので、それと、もとの老人保健制度に戻すというのが陳情の主な陳情内容でございます。そういうようなことで、今回につきましては中でたくさんの議論はしておりません。前回の場合でも、ちょっと様子を見よ

うかというような格好で継続にして持っていた案件でございます。そういうような中ですので、この件についてはこれを議題した時点でどういうふうに扱うか、ぜひともこれをという方がお一人おられました。あとは、これはちょっと採択できないというような意見で、かんかんがくがくの意見の交換は委員会ではしておりません。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） かんかんがくがくの議論がないということですが、私、この後期高齢者医療制度をどう考えるのかという議論は最低なければ、陳情出された方に大変失礼ではないかと思うんですよ。この後期高齢者医療制度を賛成、反対、あっていいと思うんですよ。いいんだけど、賛成する立場ではどういうふうを考えておられるのか、問題ありとされる方はどういう問題があると考えておられるのか、そういう中身の議論については全くされておりませんか。そのことを再度お願いします。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。もとに対してどのような意見交換があったかとおっしゃいました。この後期高齢者医療制度というものに対しての反対者の方、賛成者の方のそれぞれのお立場で、この陳情に対しての賛成、反対、採択、不採択を決めるものでございますので、議論する前の御自身たちのお考えというものがきちっとしておりますので、それを踏まえた上で、もとの老人保健制度に戻すという、ここが一番の問題ですので、そんなに深く議論する必要はなかったのかなとは思っております。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 以上で質疑を終結して、これから討論を行います。

討論はございますか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 亀尾です。陳情11号、後期高齢者医療制度の即時廃止に関する陳情の採択を主張して討論します。

理由は、この制度の一番の眼目は何かといえば、高齢者を他の年齢層から切り離して高い負担増と安上がりの差別の医療を押しつける、このことではなかったでしょうか。病気にかかりやすく治療に時間がかかる、いわゆる後期高齢者、この方を別枠の医療保険に囲い込んで負担増を我慢するか、あるいは不十分な医療を我慢するか、この二者択一に追い込んで医療、社会保障にか

かわる国の予算を削減する。まさに、これは高齢者に対する人権侵害と言わざるを得ません。これが自公政権のねらいでした。

しかし、制度導入に前後して国民から強い批判の声が上がり、各地の国政の補欠選挙、あるいは地方選挙で自民、公明は負ける。その上、今年の総選挙で制度の廃止を掲げた民主党の大勝利で政権が交代し、交代したので恐らく即時このことが変わるであろう、このような国民は大いに期待したものでした。ところが、多くの国民の中でも高齢者は今も廃止を求めています。私も同じ思いであり、即時廃止を求め、そしてもとの制度に戻すことを主張し、私の討論といたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 5番、景山です。私は、賛成の立場から発言をさせていただきます。

委員長の報告にもございましたように、この制度の廃止の当陳情が出てから非常に大きく国の政治等が動いてしまいました。今後もこういった方向に動くのかというのは、なかなか予想もつかないようなところにあります。

この陳情書にも書いてありますが、じっくりと検討すればいいのではないかと、今後じっくりと検討すればいいのではないかというふうにも書かれております。いたずらに、じゃあとりあえずは今すぐやめてもとに戻して、それからまたじっくりとかという話では、現場も国民も混乱をするだけだろうと。もう少し国の方の動き等々を見守っていくべきだろうということで、この陳情は採択すべきでないという結論に至りました。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 以上で討論を終結いたします。

これより、陳情第11号、後期高齢者医療制度の即時廃止に関する陳情を採決いたします。

委員長報告は不採択でありましたので、原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立少数です。よって、本案は、委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

○議長（石上 良夫君） 日程第13、陳情第13号、2010年度年金の減額改定をおこなわないことを求める陳情を議題といたします。

本件について民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。陳情第13号、2010年度年金の減額改定をおこなわないことを求める陳情について報告いたします。

本陳情も継続審査となっております。当委員会において、全員一致で不採択と決しました。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 聞いておられる方がちょっと、この陳情に対する不採択ということについて、ちょっと理解ができかねるような気がしますのであえて質問するんですけども、今回、2010年度の年金減額改定を行わないようにということが陳情の趣旨ですが、実際に今回、この10年の年金の減額改定がなかったということの確認をしたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（石上 良夫君） 民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。減額改定がこの陳情が上がっている時点でもうありませんでした。そういうところで、やはり陳情を出された方の趣旨、どういうものかということで継続で待っておりましたけども何らありませんので、全員一致で不採択ということになりました。出された時点では、もうこの減額改定は行ってはいなかったということを確認の質問でございますので、そのようにお答えいたします。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論を終結いたします。

これより、陳情第13号、2010年度年金の減額改定をおこなわないことを求める陳情を採決いたします。

委員長の報告は、不採択でありました。

本案を不採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

日程第14 陳情第2号

○議長（石上 良夫君） 日程第14、陳情第2号、年金受給資格期間の25年から10年への短縮を求める陳情を議題といたします。

本件について民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 杉谷です。陳情第2号、年金受給資格期間の25年から10年への短縮を求める陳情について報告いたします。

本陳情の内容は、年金受給資格期間の25年を満たしていなければ、この年金は受け取れないこと。そして、受け取れない場合でも払った年金は戻ってこないという仕組みの制度では納得がいかない。そこで、資格期間25年を10年に改め、あわせて緊急懸案事項を是正すれば国民の不信、不安を取り戻せ、無年金、低年金者を救済できるというのではないかという内容の陳情でございます。

当委員会においては、趣旨採択とし、意見書を提出することに決しました。報告いたします。

○議長（石上 良夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論を終結いたします。

これより、陳情第2号、年金受給資格期間の25年から10年への短縮を求める陳情を採決いたします。

委員長の報告は、趣旨採択でありました。

本案を趣旨採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

日程第 1 5 議案第 5 0 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 1 5、議案第 5 0 号、田住配水池築造工事（土木建築工事）に関する変更契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。（発言する者あり）

休憩します。

午前 1 0 時 4 5 分休憩

午前 1 0 時 4 7 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第 5 0 号、田住配水池築造工事（土木建築工事）でございますが、に関する変更契約の締結について。

田住配水池築造工事に関する変更契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いをするものでございます。

この変更の理由でございますが、きのうの全協で詳しく説明申し上げたというふうに思います。これは当初設計では、基礎ぐいを中硬岩層まで打設するということが計画しておりましたけれども強固な地盤に当たりまして、それを無理に打ち込むとその振動で今あります配水池に影響が懸念されるということで、基礎ぐいを変更して進路を変更するという内容のものでございます。そういった内容によりまして、金額は 5 5 8 万 4, 9 5 0 円増額となるものでございます。

契約の目的、田住配水池築造工事（土木建築工事）でございます。2、契約の金額でございますが、変更前が 9, 1 8 7 万 5, 0 0 0 円でございますが、5 5 8 万 4, 9 5 0 円増額をいたしまして、9, 7 4 5 万 9, 9 5 0 円に変更いたすものでございます。契約の相手方、鳥取県西伯郡南部町原 2 5 1 番地 2 5、株式会社三徳興産南部営業所、所長、長谷川誠いうことでございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（石上 良夫君） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論もありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第50号、田住配水池築造工事（土木建築工事）に関する変更契約の締結についてを採決いたします。

議案第50号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第51号

○議長（石上 良夫君） 日程第16、議案第51号、南部町役場天萬庁舎改修工事に関する変更契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第51号、南部町役場天萬庁舎改修工事に関する変更契約の締結について。

南部町役場天萬庁舎改修工事に関する変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

この変更契約の内容でございますけれども、今、天萬庁舎の改修を行っておりますけれども、当初の設計におきましては改修をする部分の仕上げということで、こちらの方からお願いをしておったわけでございますがいろいろ庁舎の方に行ってみますと、未改修部分の内装仕上げが非常に劣化しておるといような状況もございまして、このままの状態では後から完成したときに余りにも差があり過ぎるということで、この際、今の工事にあわせまして当初予定をしていなかった未改修部分の内装仕上げ等を重点に、今回変更契約をするという内容のものでございます。

契約の目的でございますが、これは南部町役場天萬庁舎改修工事。契約の金額ですが、変更前が1億7,088万7,500円でございますが、1,837万7,100円を増額いたしまして、1億8,926万4,600円に変更をいたすものでございます。契約の相手方、鳥取県米子市富益町69番地5、有限会社松本組、代表取締役、松本雄次ということの内容でございます。よろしく御審議ほど、お願い申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 提案に対し、質疑ありませんか。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 何点か質問します。まず、今回提案理由の中で、建物の老朽化に伴い改修する箇所と改修しない箇所の落差が激しいことが1 番目の理由ですね。それから、2 つ目の理由として、入札の執行に伴い工事請負費に3, 200 万円の執行残が生じたと、2 つの理由を上げておられます。

それで、私、聞きたいのは、まず、1 点目の建物の老朽化に伴い改修する箇所としない箇所の落差が激しいということは、当初からこういうことは当然見込まれたことですよね。それをまた追加で発注するといえますか、増工するということ当初から見込まれたことについて、改めてそういうことをするのはなぜかということです。

それから、2 つ目に、入札の執行に伴い工事請負費に3, 200 万円の執行残が生じたということですが、予算を立てて入札しますと入札残といいますか、予算から差額が出てきます。それは町の貴重な財源ですから、これが残ったから今回増工するんだということは、ちょっと理由として成り立たないんじゃないかなということなんですね。そのことについての見解を求めたいと思います。

それから、町民の皆さんは、本当に町の限られた予算の中で庁舎だけ豪華にしてほしいというような要求があるんでしょうか。私は、1 円でも安く仕上げて、それで使用に耐えればそれでいいのではないかと思うんですよ。見た目のきれいさ、それはきれいになるのはいいことですが、そのために貴重な財源をどんどん使っていくということが、町民の理解が得られるかどうか、その点の町の考え方をお聞きしたいんですよ。今回、1, 837 万円余りの増嵩ですね。1, 800 万、これの合併特例債と国県補助金と町単独費という財源で、どれだけになるのかということをきのうの全協でも聞いたんですけども答弁返ってないので、その点もあわせてお願いします。まず、1 回目の質問、それをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。増工する理由の中に2 点申されましたけども、私の方としましては、改修する部分と、それから既存で残っておる部分の落差が激しい、これを解消するための改修ということでございます。理由は1 点でございます。ただ、その検討するときに予算として3, 200 万の請負差がありますので、そういった面で見れば当初の計画の中でそういうことができるという思いで、3, 200 万というお話をしているところでございます。

それから、次……（「財源内訳」と呼ぶ者あり）財源内訳でございますけども、まず、1, 837万7, 100円の財源でございますけども、国庫支出金が716万5, 000円になります。合併特例債が1, 065万1, 000円になります。それから、一般財源が56万1, 100円ということになりますが、この一般会計の半分が合併支援交付金の扱いということになります。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 先ほど総務課長に答弁いただきましたけども、私が今回の提案されている理由の中の第1番目で、建物の老朽化に伴い改修する箇所としない箇所の落差が激しいことが、これだけだという答弁でしたね。それはそれで聞きますけども、ですけども、それが総務課長の答弁は、当初の計画の中でそういうこともできるはずだったという答弁だったんでしょうか。そういうふうに私理解したんですけども。それで、当初でできるはずだったけども、今回できなくなったので増工ということなんですか、よくわからないんですよ。（発言する者あり）いやいや、請差とは関係ありません。請差という関係ではなくて当初計画でそういうこともできるはずだったけども、できなくなったというふうに私理解したんですけども、そういうことだったらなぜできなかったのかということをお聞きしたいのと、2つ目には、今回、補正額に対する財源内訳を言っていたと思うんですけども、私、全体1億7, 000万円、今回補正される1, 800万じゃなくて、合計の1億8, 926万4, 600円、これが躯体工事といいますか、躯体工事の合計だと思いますけども、これの全体に対する財源内訳をお聞きしたいので、よろしくをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 当初の設計は、必要最小限度の部分を改修をしようということで計画をしております。そういった中で、請負、落差解消のために当初の予算の範囲内でできるということがございますので、今回提案をさせていただいたものでございます。

また、全体の1億8, 926万4, 600円に対しての財源内訳ですが、比率は一緒でございますので、国庫支出金が7, 379万9, 000円となります。合併特例債が1億969万1, 000円、一般財源が577万4, 600円、合計が1億8, 926万4, 600円となるものでございます。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑ありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 1点だけお聞きします。ここに変更概要の説明をきのう全協でい

ただいたんですけども、変更箇所が7項上がっておりますね。その総額が1,837万7,100円だというぐあいに思うんですけどもこれの単価ですね、積算内訳をぜひ示していただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前11時01分休憩

午前11時01分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。まず、1点目の未改修室の内装仕上げ及び更新ということでございますが、これが大きなもので1,525万8,600円ということになっております。2番目の1階多目的便所をオストメイト対応にということでございますが、これは配管の部分でございますので10万5,000円。3番目の打ち合わせカウンターを一部対面式ローカウンターに変更ということでございますが、これは157万5,000円。4番目のA階段、エレベーター側の階段ですけども、これに手すりをということで、これが115万5,000円となっております。5番目の外部ポーチ部分のタイルクリーニングですが、3万1,500円。6番目の既存のインターロッキングブロックの不陸修正ですが、22万500円となっております。7番目の東側の通用口の補修でございますが、3万1,500円。合わせたものが1,837万7,100円という内容でございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） きのうちも全協で内訳はということが同僚議員からあったんですけども、これが示されなかったわけですね。私は、こういう追加工事ですね、これについてはやはりきちんと事前に説明していくということをやらないといけないというぐあいに思います。

それと、きのうちも同僚の議員の中からあったんですけども、そもそもこれは多目的トイレのこと、それから打ち合わせカウンターがローカウンターに、それから手すりなんかは、やはり体の不自由な方への対応というぐあいが、これが大きな部分ではなかろうかというぐあいに思うんですよ。今、これだけ体の不自由な人に対応するようなことをやってる状況ですね、世の中の動きが。そういう中で、設計者が私はきちんとやるべきだと思うんですけども、この設計者が以前にも事前の調査というんですか、それが不十分というかわからなかったために大きく手直すようなことがあったんです。この改修のときに設計者が同じなんで、私はこの設計者について問題

がないのかということを書いたんですけども、いや今度は大丈夫だからということで、そういう答弁で受けて進められたと思うんですけど、その点について執行部としてどう考えておられるのかお聞きしますので、よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。これの設計に当たって設計者云々という話でしたが、何か誤解があるんじゃないかというふうに思います。今回の変更は、きのうも説明をしておると思いますけれども、当初は改修部分だけということをこちらの方が要望して、そういった部分の改修についての設計をしていただいていたわけでありまして、今回これを増額しますのは、これはこちらの方から現地を見ながら、新しくできる施設が利用しておられる皆さんに気持ちよい施設として利用していただきたいというところから、未改修部分について追加をお願いをしたというものでございますから、当初の段階でそういうものが見てなかったから設計会社に云々というようなことでは、ちょっと誤解ではないかなというふうに思いますので、その点、改修の今回変更契約をする改修部分については、こちらの方が追加をお願いをしたという内容でありますから、誤解のないように御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がありませんので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はございませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私、天萬庁舎の改修の計画のときからも住民の理解がどれだけ得られているのかということで疑問、住民の声を議会の中で言ってきかせていただきましたけども、今回さらに1,800万円以上の追加工事になりますね。私は、江府町役場に行ったときに、今現在、ちょっと前のことですので今どうなってるのかははっきりわかりませんが、その当時行きましたら木造のかなり老朽化した施設で頑張っておられました。

私は、役場が安全で緊急時の避難場所にもなるのでそういう意味から、建物の強度とかそういう意味できちんとしたものでなければならぬというのは当然だと思っておりますけども、内装だとかいう問題については、こんだけ財政が厳しいといいながら内装に完璧を期すような今回の工事ですよ、一部必要なもんもありますよ。でも、1番、先ほどの説明資料の1番で内装仕上げのあたりでほとんど1,525万8,000円ですね、こういう大半の工事を、お金をそういうと

ころに使っているわけです。

ですから、私は役場がどれだけ立派になって住民の皆さんがお喜びになられるのか、住民の皆さんの理解が得られるのか、先ほど国保の議論の中でも言ってますけども、住民の皆さんは本当に厳しい生活の中です。予算を1円のむだもなく使ってほしいと思っておられるのが、一番我々が肝に銘じなければならないことではないでしょうか。改装したところの色の差とか塗装の塗りかえとか、そういうことをこのたび補正するというのは、私は住民の理解得られないと思います。中には必要なものもあると思いますよ、そういう精査がされておられません。本当に、私はそういう意味で今回の提案、賛成できるものではないということで反対いたします。

○議長（石上 良夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥 日出夫君） 天萬庁舎の改修工事の追加でございますが、きのうも総務課長の方からる説明がございましたように、やはり同じ直すのに全く違いの出るような違和感のあることではちょっと恥ずかしいではないかというような、差が出過ぎるということもありまして、設計者にその追加をお願いしてやった経緯があるということでございます。

実際に、植田議員はいろいろと言われましたけども、実際には前のときからの反対がありまして、やはりこういうようになってじゃあ賛成するかという、賛成もできませんので多分反対の理屈を述べられたというふうに思うわけですが、実際に見ますと、要るものもあるけど unnecessaryなものがあるというようなことを言ってますけども、unnecessaryなものはないと思いますよ。やはりそういう中で要らんものは、完全に必要ないものは全然要らんわけですから追加はしてないというふうに私は思いますし、せっきくの機会ということもありますし、何でもできることではありませんので、やはりきちんとしたことをして地域の方に喜んでいただくというのがやはり趣旨じゃないかなというふうに思って、この議案には賛成をいたします。以上です。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論はございませんか。

原案に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この議案第51号に反対する立場から申し上げます。

先ほどもありましたように、追加項目の中で非常に今、植田議員が言いましたように、確かに1番につきましてはほとんど未改修部分と既存のものを改修するというので、昨日も同僚議員の方から最近の工法につきましては、そういうことの緩和をすることは十分できるではないかというような御意見もありました。例えばブラインドとか建具、そういうものを全然使えないとい

うことでしたら更新もやむを得ないというぐあいに思いますけども、1番を見る限りでは、特にどうしても更新ということをしなければならないというものは見当たらないというぐあいに思います。

それと、先ほど植田議員が言いましたこの中で必要なものもあるというものは、非常に単価も安いです。2番目の1階多目的便所にオストメイト対応ですか、これ身障者用のトイレだそうですけど10万5,000円。それから、打ち合わせカウンターにつきましては昨日、景山議員の方から、このことにつきましては従来、回答がなかったわけですけども当然してある、法律的にやらずにちゃいけないう質問がございました。それについての答弁もありませんでしたし、このことはやはり設計の段階で出したときに、こういう改修が必要であるということになれば当然設計者もわかって、これはこういう設計だから既存のものは使えないということ言うのが設計者としての、設計委託料も高額のものを出しておりますのでそういうのを見るのも当然ではないかというぐあいに思います。

あと、それから外部ポーチとかタイルクリーニング、これも危険が伴えば改修をしなくちゃいけないというように思いますけども、こうして見る限りでは必要がないようなものが非常に、総額の1,800万の予算の中で見ればほとんどが必要がないというぐあいに考えまして、この議案に反対する立場でございます。

○議長（石上 良夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井です。私は、賛成の立場で討論させていただきますけれど、まず、町民の理解が得られるかということですけど、これは十分理解がもらえるものではないかなと思います。これは、先ほどから言っておられるけれど、役場、役場と言われるけど、今度は役場ではありません。町民の方が憩いの場として1階が図書館、3階がホールですか、そういったことで町民の方が一番、多分これから施設を利用される場所ではないかなというふうに思います。その中で、町としては必要最小限のもので最初改修ということで予算を組まれたわけなんですけれど、実際、改修を始めると新しいところと古いところが余りにも違う。町民の方が来られてまず、多分そこを一番に指摘をされるのではないかなというふうに思います。それをできるだけ新しい方に近づけて改修をして、気持ちよく町民の方に使っていただける施設とするということは当たり前のことであって、予算が少しそういうことで当初より財源的にはあるということですので、それをぜひ有効的に活用していただいて、気持ちよく使っていただける施設として改修を最終的にはしていただきたいという願いから、賛成の立場で討論いたします。

○議長（石上 良夫君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第51号、南部町役場天萬庁舎改修工事に関する変更契約の締結についてを採決いたします。

議案第51号は、原案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第52号

○議長（石上 良夫君） 日程第17、議案第52号、西伯小学校屋内運動場大規模改修工事に関する契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第52号、西伯小学校屋内運動場大規模改修工事に関する契約の締結について。

西伯小学校屋内運動場大規模改修工事に関する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

契約の目的、西伯小学校屋内運動場大規模改修工事。契約の方法、指名競争入札。契約の金額、5,176万5,000円。契約の相手方、鳥取県米子市浦津270番地、株式会社なかやま、代表取締役、中山晴文という契約の内容でございますが、これは去る6月の23日に13社を指名して行ったわけでございますけれども、その中で1社は辞退をされたということで、実質12社によって入札を行った結果によるものでございます。よろしく議審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 提案に対し、質疑はありますか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今回の西伯小学校の屋内運動場ですけれども、13社指名されておりますが、いつも言ってるんですけども指名理由について、ここの結果報告書に指名理由が記載がないんですけども、その改善もひとつ求めたいと思います、指名理由。

それと、今回の予定価格と設計価格がありまして、予定価格を町長がいつも決めておられますが、設計価格が幾らでしょうかということと、それから予定価格に対して計算機持っておりませんで、契約金額……。予定価格に対する落札価格の落札率ですね、そのことと、それから予定価格の積算の根拠についていつも聞いておりますので、その点の御説明をよろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。13社の指名理由でございますけれども、この工事の予算につきましては昨年度の3月議会での繰り越しで行っております。その財源の内訳として経済対策臨時交付金を含んでおりますので、県西部に本社のあるA級、B級から13社を指名させていただきます。

設計価格と落札率ということですが、設計が5,985万円の設計になりまして、落札率が86.5%となります。

予定価格の積算根拠、予定価格は町長に定めていただいておりますが、設計につきましては、当初本議会の初日に説明させていただきました工事内容によって設計をしていただいております。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今回の指名理由ですけれども、県西部にある県の格付A、Bの中の13社ということでしたが、県の格付A、Bの中の13社を選ばれた基準についてお聞きしたいのが1点目。

それから、今回予定価格と設計価格が同額のような感じですが、その確認です。同額でしょうか。

それで、予定価格の積算根拠と言いましたけれども、ちょっと表現が間違いだったのかもしれませんが、設計価格の積算ですけれども、私がお聞きしたいのは工事本体については設計価格が積算できるんでしょうけれども、いつも聞いています設計価格に対して最低落札価格の設定について積算しますよね、県の基準に準じて。それが、今回どのような積算でどうなったのか。今回はその線で失格になった業者はいらっしゃいませんけれども、最低落札価格をどういう積算で設定したのかということをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。13社を指名した理由ということでしたけれども、なぜ13社を選んだかということですが、役場の内規の方で金額に応じた指名業者数というのを定めております。それに基づいて今までの指名実績とか等によって指名委員会の方で決定をいただいております。

それから、最低制限価格のことではないかと思いますが、制限価格の設定につきましては

前のときにも説明しましたが、はっきりした率をまた忘れてしまっておりますけども、建築の関係で設計……（発言する者あり）ちょっと……。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午前 11 時 23 分休憩

午前 11 時 26 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。最低制限価格の設定の仕方ということですが、直接工事費の 90%、共通仮設費の 90%、現場管理費の 70%、一般管理費の 30% で計算を出しております。

○議長（石上 良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がありませんので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 討論もありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第 52 号、西伯小学校屋内運動場大規模改修工事に関する契約の締結についてを採決いたします。

議案第 52 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 18 発議案第 11 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 18、発議案第 11 号、年金受給資格期間（25 年）の短縮を求める意見書を議題といたします。

提案者である民生常任委員長、杉谷早苗君から提案理由の説明を求めます。

民生常任委員長、杉谷早苗君。

○民生常任委員長（杉谷 早苗君） 民生常任委員長です。

発議案第 11 号

年金受給資格期間（25年）の短縮を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成22年6月25日 提出

提出者 南部町議会民生常任委員長 杉谷 早苗

南部町議会議長 石上 良夫 様

別紙はお手元のとおりでございますので、以上です。

○議長（石上 良夫君） ただいまの提案説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 質疑がありませんので、質疑を終結し、討論を省略して、採決に入ります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第11号は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議員派遣

○議長（石上 良夫君） 日程第19、議員派遣を議題といたします。

会議規則第120条の規定により、お手元にお配りしました議員派遣の写しのとおり議員の派遣をしたいと思っております。

お諮りします。議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり議員派遣することに決定しました。

日程第20 議長発議第12号

○議長（石上 良夫君） 日程第20、議長発議第12号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、青砥日出夫君から、閉会中も本会議の日程等、議会運営

に関する事項について十分審査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、青砥日出夫君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

日程第21 議長発議第13号

○議長（石上 良夫君） 日程第21、議長発議第13号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。広報調査特別委員長、足立喜義君から、閉会中も議会広報などの編集について十分審査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、広報調査特別委員長、足立喜義君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

日程第22 議長発議第14号

○議長（石上 良夫君） 日程第22、議長発議第14号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。選挙事務問題調査特別委員長、足立喜義君から、閉会中も選挙事務等について十分審査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議がございますので、起立により採決いたします。

継続審査を行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石上 良夫君） 賛成多数と認めます。よって、選挙事務問題調査特別委員長、足立喜義君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

日程第 2 3 議長発議第 1 5 号

○議長（石上 良夫君） 日程第 2 3、議長発議第 1 5 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会改革調査特別委員長、青砥日出夫君から、閉会中も議会改革について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、議会改革調査特別委員長、青砥日出夫君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

○議長（石上 良夫君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、第 5 回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。これをもちまして、平成 2 2 年第 5 回南部町議会定例会を閉会いたします。

午前 1 1 時 4 0 分閉会

議長あいさつ

○議長（石上 良夫君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ここに平成 2 2 年第 5 回南部町議会 6 月定例会を閉会するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る 6 月 1 7 日の開会以来、本日までの 9 日間にわたり議員各位の御精励によりまして、ただいま閉会を宣告できましたことは議長としてまことに喜びにたえません。

町長を初め、執行部におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただき深く敬意を表しますとともに、開陳されました議員各位からの意見なり要望事項につきましては、執行の上に十分反映されますよう、強く要望いたす次第であります。

議会開会前の去る 6 月 1 3 日には梅雨を控え、大雨による土砂災害を想定した防災訓練が行われました。役場職員を初め、各振興協議会、そして与一谷、早田、金山の各集落の方々、警察、消防も参加されての訓練でありました。私も訓練に同席させていただきましたが、集中豪雨など

災害はあってほしくないことですが、訓練とはいえ参加された真剣な様子に、いざというときに備えてのこうした構えが大切であると認識を新たにいたしました。

本格的な夏本番を迎えるに当たり、議員各位におかれましては御自愛くださいませ、町政の積極的推進に御尽力賜りますことをお願い申し上げ、閉会中のごあいさつといたします。

町長あいさつ

○町長（坂本 昭文君） 6月定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会は、6月17日より本日まで9日間にわたって開催されまして、執行部提案12議案について御審議を賜りまして全議案ともに御賛同、御承認をいただきまして、まことにありがとうございました。

6月18日と6月21日には、10名の議員様より一般質問を受けました。小中一貫教育の問題や西伯病院への支援について、さらには保育園の民間委託など、町政における重要課題についてございまして、町民の皆様にも関心が高く、時宜を得たものと思っております。本議場の議論を通じて町政への関心と理解が一層深まることを願っております。

なお、町民の皆様への広報については、本議場での議論を根拠にされまして、誤った広報で町民の誤解を招かないようにしていただきますように特にお願いを申し上げます。

さて、昨日は参議院議員選挙が告示されまして、7月11日の投票に向けて舌戦の火ぶたが切られました。昨年9月に発足いたしました民主党政権の審判に加えまして、財政逼迫の折から消費税導入の議論が始まり、極めて重要な選挙でございます。国の将来、町の将来のかかったこの選挙に積極的に参加していただきますように願っております。本議場を通じて町長からもお願いを申し上げる次第です。

さて、サッカーワールドカップ1次リーグにおきまして、けさ日本代表はデンマークに3対1で快勝いたしまして、決勝トーナメントに進出を決定いたしました。皆様とともに喜び合いたい、健闘をたたえたいと思います。大きな勇気や自信をくれたと思います。これから暑くなりますけれども、このような元気をいただいたわけですから元気で乗り切って町政の発展にお互いに切磋琢磨、頑張ったいというように思います。

最後に、重ねてのお礼でございますけれども、本議会において全議案とも御賛同賜り御承認をいただきまして、まことにありがとうございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。